

泉野町1丁目泉工会地区まちづくり協定

| | |
|------------------------|---|
| まちづくり計画の名称 | 泉野町1丁目泉工会地区 まちづくり計画 |
| 対象となる区域 | 泉野町1丁目の一部 |
| 区域の面積 | 約2.9ha |
| まちづくりの目標 | 本地区は金沢市の中心市街地の近くに位置する閑静な文教地区として、既に良好な住環境が形成されている。 この良好な住環境を維持、保全し、さらに緑豊かなゆとりと潤いのあるまちづくりを目標とする。 |
| まちづくりの方針 | 上記の目標に向け、周辺のまちなみと調和したまちづくりを目指すものとする。 |
| 住み良いまちづくりを推進するために必要な事項 | 用途の制限 次に掲げる建築物は、建築（建築物の用途を変更する場合を含む）してはならない。 (1) 店舗、飲食店その他これらに類するもの (2) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの (3) 公衆浴場 (4) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (5) 集会場のうち、葬儀業の用に供するもの（俗称「セレモニーホール等」） (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する団体の事務所 |
| | 建築物等の高さの最高限度 階数は地階を除き3階以下で、かつ、高さは12m以下とする。 ただし、基準日にこれを超えている建築物等を建て替えるときは、基準日の階数及び高さまで建築することができるものとする。 |
| | 建築物等の形態又は意匠の制限 （建築物等） 建築物の屋根及び外壁の色は、落ち着いた色調とする。 （広告物等） 広告物等を設置する場合は、自家広告又は土地、建物の管理広告のみとし、屋上には広告物等を設置してはならない。 |
| | 垣又は柵の制限 道路に面して垣又は柵を設ける場合は、次に該当するものとする。 (1) 生垣、植栽又は透過性フェンス (2) コンクリートブロック、レンガ、石積等で高さが0.6m以下のもの |

- このまちづくり計画に基づいて、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第11条第1項の規定により、平成14年12月5日に地区住民等と金沢市長とでまちづくり協定を締結し、平成23年10月17日に一部変更しました。

- これらの基準とは別途に、「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」及び「金沢市屋外広告物等に関する条例」に基づく手続きが必要となる場合があります。